

憲法事件を歩く 理念と現実のはざまで 74

編集委員 渡辺秀樹



7月3日の最高裁判決を待つ原告の鈴木由美。おしゃれが好きでカラフルなワンピースやスカートをたくさん部屋につるしている=6月6日、神戸市

「個人としての尊重」を定めた13条は、憲法の中で最も中心的な規定といわれる。「個人の生き方、可能性を自由に發揮できるような社会の基本構造、これを土台としてつくれるはずのもの」（樋口陽一「個人と国家」）である。社会の変化に伴い、「新しい人権」も13条を根拠に次々と提唱されてきた。プライバシーの権利、自己決定権、環境権、日照権、静穏権、アクセス権、平和的生存権などしかし、最高裁が正面から認めたものはまだ少ない。個人の尊厳を守るため、権利獲得のため、闘いに挑んだ人々の軌跡をたどる。

第8部 13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

「真っ白なライトがいっぱい。（医師）メスがきらっと光って怖かったです。思わずワーンと泣いて、おわんみたいな物（麻醉用のマスク）を口にかぶされました」

5月29日午後、吹き抜けの天井から自然光が降り注ぐ最高裁大法廷。旧優生保護法の下、12歳で何も知らされずに不妊手術を受けた鈴木由美（68）＝神戸市＝は、車いすの上から声を絞り出すように恐怖の記憶を語った。

強制不妊手術は憲法13条などに違反する」と国に損害賠償を求めた訴訟の上告審。この日は最高裁判決を経た大阪、東京、札幌、兵庫、仙台の5訴訟の原告たちが午前と午

後に分かれて、最初で最後の弁論に臨んだ。障害者や支援者で162の傍聴席は満席に。弁論での発言はすぐに文書化するモニターに映し出され、手話通訳も行われた。鈴木が弁論を始める前に代理人弁護士の細田梨恵（34）が「どうかお顔を見て、お話を聞いてください」と呼びかけると、壇上の15人の裁判官が一齊に右下の原告席に顔を向ける。細田は鈴木の前にしゃがみ質問、ピンマイクを向けられた鈴木が答える形で弁論した。

「子どもが欲しいと考えていましたか。」「小さい時から子どもが好きで、お母さんのように子どもをつくりたかった」

旧優生保護法下の強制不妊訴訟(上) 12歳で手術の恐怖と悲しみ 大法廷で訴え



鈴木らが弁論した最高裁大法廷。手話通訳（裁判官下の3人）や発言を文章で映すモニターが配置された＝5月29日午後（前頭）代表撮影

「小さい頃から差別を受け、苦しんできました。それを少しでも裁判官に分かつてもらおうと訴えました」。今月6日、鈴木は神戸市の自宅で振り返った。

鈴木は1955年（昭和30年）、大阪市で生まれた。先天性の脳性まひで手足に運動障害がある。出生まもなく両親が離婚。神戸の母方の実家に預けられ、祖母が面倒を見た。

歩けないことを理由に就学免除を受け、小、中、高校も養護学校も一度も学校に通えなかつた。専門はつと家について、塗り絵をしたり、テレビを見たりして過ごした。68年2月ごろ、母から「由美、来月入院するから」と告げられた。理由は教科でもらえず「歩けるようになるための手術をするのかな」と思っていた。

鈴木が手術を受けたのは法制定から20年目に当たるが、教育を受けていない12歳が手術の意味を知る由もなかつた。成長して、生理が来ないことから徐々に子宮を摘出されたのではないかと思つようになつた。91年ごろ、通つていた障害者施設の施設長に伝わり「由美もか」と言われた。ほかにも同様の手術を受けた人がいることを知つた。

その後、就労支援の作業所のある大阪市で1人暮らしを始め、介助ボランティアの男性と98年に結婚。男性は子どもができないことを承知で一緒になつてくれた。

ところが夫は近所の子どもを見ているうちに「子どもが欲しいなあ」と言い出すようになり、夫婦間がぎくしゃくして5年後に離婚。別際、「子どもがおつたら俺も変わつたのに」と言われた。離婚の原因が、子どもができない自分にあるような言い方で切なく、むなしかつた。

2017年末、強制不妊手術を巡つて新たな動きが起きていた。宮城県の60代女性が相手に損害賠償を求める訴えを起こす。友人から聞いた鈴木は、そんな裁判ができるることを初めて知つた。そして自分も裁判を起こすことを決断する。

「このまま泣き寝入りしたら、これから先に障害を持つ人が同じようなことをされるかもしれない。それを防ぎたいと思った」

「あなたは手術を受けた後、寝たきりになりましたね」

「入院中、退院後、（手術の恐怖の）フレッシュバックが起き、けいれん、けいれんばかりで20年間寝たきり。怖かつたです。青春みたいなものはなかつた。障害があつても晴れ着で成人式に出たかつたけれど、行けなかつた」

傍聴席からおえつが漏れた。

「小さい頃から差別を受け、苦しんできました。それを少しでも裁判官に分かつてもらおうと訴えました」。今月6日、鈴木は神戸市の自宅で振り返った。

鈴木は1955年（昭和30年）、大阪市で生まれた。先天性の脳性まひで手足に運動障害がある。出生まもなく両親が離婚。神戸の母方の実家に預けられ、祖母が面倒を見た。

歩けないことを理由に就学免除を受け、小、中、高校も養護学校も一度も学校に通えなかつた。専門はつと家について、塗り絵をしたり、テレビを見たりして過ごした。68年2月ごろ、母から「由美、来月入院するから」と告げられた。理由は教科でもらえず「歩けるようになるための手術をするのかな」と思つていた。

鈴木が手術を受けたのは法制定から20年目に当たるが、教育を受けていない12歳が手術の意味を知る由もなかつた。成長して、生理が来ないことから徐々に子宮を摘出されたのではないかと思つようになつた。91年ごろ、通つていた障害者施設の施設長に伝わり「由美もか」と言われた。ほかにも同様の手術を受けた人がいることを知つた。

その後、就労支援の作業所のある大阪市で1人暮らしを始め、介助ボランティアの男性と98年に結婚。男性は子どもができないことを承知で一緒になつてくれた。

ところが夫は近所の子どもを見ているうちに「子どもが欲しいなあ」と言い出すようになり、夫婦間がぎくしゃくして5年後に離婚。別際、「子どもがおつたら俺も変わつたのに」と言われた。離婚の原因が、子どもができない自分にあるような言い方で切なく、むなしかつた。

2017年末、強制不妊手術を巡つて新たな動きが起きていた。宮城県の60代女性が相手に損害賠償を求める訴えを起こす。友人から聞いた鈴木は、そんな裁判ができるることを初めて知つた。そして自分も裁判を起こすことを決断する。

「このまま泣き寝入りしたら、これから先に障害を持つ人が同じようなことをされるかもしれない。それを防ぎたいと思った」

（敬称略）



優生保護法の歴史と責任について意見書を神戸地裁に提出した
元敬和学園大教授の藤野豊||今月12日・横浜市



強制不妊訴訟で兵庫の原告弁護団長を務める藤原精吾
||今月6日・神戸市

憲法事件を歩く

理念と現実のはざまで 75

編集委員 渡辺秀樹

第8部 13条

すべて国民は、個人として尊重される。
生命、自由及び幸福追求に対する国民
の権利については、公共の福祉に反し
ない限り、立法その他の国政の上で、
最大の尊重を必要とする。

「なぜ、そのようなこと（不妊手術の際の毛ぞり）をされるのか、看護師さんに聞かなかつたんですか。」「学校へ行っていない、どんな教育も受けませんから、聞くのが怖かつたし、ばかりにされても恥ずかしいから聞けませんでした」

2020年9月、神戸地裁の法廷。原告代理人の弁護士が次々と質問する本人尋問に、先天性の脳性まひで車いす姿の鈴木由美⁶⁸||神戸市||は証言台の前で、12歳の時の記憶を懸命に答えていた。

〈不良な子孫の出生を防止する〉と定めた旧優生保護法の下、強制的に不妊手術を受けた人たちが憲法13条などに違反すると国を相手に損害賠償を求めた訴訟。多くが仮名で訴える中で、鈴木は迷った末、実名で19年2月、提訴した。「私は何も悪いことをしていない。実名を出せば、ほかの人たちも勇気を持つて訴えてくれると思った」。提訴したのは全国で39人（長野県内はいない）になつたが、不妊手術を受けさせられた約2万5千人（県内611人のほんの一部に過ぎない）。

鈴木ら神戸地裁に提訴した7人（その後2人は死去）を支える弁護団（約20人の団長は藤原精吾⁸²である。半世紀前、障害者の有名事件「堀木訴訟」を弁護士になつて3年目に手がけた。

障害福祉年金を受けている全盲の女性が、母子家庭を対象にした児童扶養手当を申請しようとしたところ、年金との「併給禁止規定」によって窓口で拒否され、規定を促す成果を得た。

それ以来、藤原は障害者団体とのつながりが生まれ、障害者差別の相談に乗つたり

訴訟を起こしたりしてきた。その藤原ではえ、ハンセン病患者以外にも広く障害者が強制不妊手術を受けたことがあります。17年未、富城眞の女性が提訴すると報道され、まだ知らないかだと打ち明ける。

「遺伝性の障害で不妊手術を受けたことを家族にも言い出せなかった。鈴木さんのようにそもそも何の手術だったのか分からなかつた人も多い。この問題の深刻な側面だと藤原。被害が顕在化するまで1948（昭和23）年の法制定から70年近く、闇の中に沈んでいたのである。

基本的人権の尊重をうたつた日本国憲法が施行された47年の翌年になぜ、このような差別立法がなされたのか、弁護団は、当時敬和学園大教授で差別の歴史に詳しい藤野豊⁷¹||日本近現代史IIに地裁へ提出する意見書の作成を依頼した。

国議事録や文献を丹念に調べた意見書（計39枚）によると、47年8月、最初に優生保護法案を提出したのは社会党の議員たちだった。戦後の貧困と食糧難で人口抑制が課題になつていたことを背景に、人工妊娠中絶による産廃制限に主眼を置いていたとみられ、法的目的として「母体の生命健康を保護」が最初にあり、「不良な子孫の出生を防ぎ」が続いた。時間切れで廃案になると今度は医師出身の民主党（後の自民党）議員が主導して超覚派の議員立法案として提出。目的は「不良な子孫」が先になり、48年6月、衆参両院が全会一致で可決、成立する。

その後、強制不妊手術の申請を医師に義務化したり、対象を遺伝性ではない精神・知的障害者に広げたりするなどの改正を繰り返したが、国会で障害者の人権の観点から反対する意見はなかつた。

法成立から20年たつた74年、ようやく社会議員から「生まれてくる子どもを差別、選別する」「基本的人権を無視している」との批判が出る。ただ、それは羊水検査で胎児に重度の障害や病気が見つかつた場合、妊娠中絶を認める「胎児条項」を加えることに対してであり、既に障害者に行なわれてきた強制不妊手術には言及がなかつた。

旧優生保護法下の強制不妊訴訟(中)

闇に沈んだ被害 葬られた「国会の責任」

国際的な批判の高まりを背景に96年4月、ハンセン病患者の強制隔離を規定した「らい予防法」が政府提出法案だつたのに對し、優生保護法は超党派の議員立法。「公益」を理由に特定の障害者、病者に重大な人権侵害を続けてきたことを国会が認めなければならず、与野党ともそれを回避した。藤野はそう分析する。

葬られた「国会の責任」。神戸地裁の裁判長、小池明善は着目していた。（敬称略）
〈日曜日に掲載します〉

第8部 13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

主文 原告らの請求をいずれも棄却する

2021年8月3日、神戸地裁の法廷。旧優生保護法下の強制不妊訴訟で裁判長の小池明善が判決を言い渡すと傍聴席からため息が漏れた。

編集委員 渡辺秀樹

憲法事件を歩く 理念と現実のはざまで 76

「不良な子孫」の出生を防止するとして特定の障害者に不妊手術を行うことを定めた優生保護法(1948年～96年)。小池は判断で、「極めて非人道的、幸福追求権・自己決定権を保障する憲法13条などに違反する」と、旧法の違憲性をはつきり認めた。

しかし国家賠償については(原告らの)手術は60～68年に実施され『不法行為の時』から20年が経過しているから、損害賠償請求権は消滅したなどと「除斥期間」を適用し、退けた。違憲だが賠償は認めない。このような判決は仙台、大阪、札幌各地裁と続き4例目。「横並び」との批判も出た。ただ、神戸地裁判決には他ならない重要な指摘があった。「国会議員の過失」を認めたりことである。

「(旧法の)憲法違反が明白で速やかに改廃すべきだったのに96年まで長期間、改廃しなかつたことは違法。」だが、そんな「国会議員の過失」も除斥期間という「時の壁」で不問に付される。

「除斥期間」は法律に明記されていない概念である。当時の民法は「不法行為による損害賠償請求権の期間の制限」(724条)についてこう規定していた。

「被告者またはその法定代理人が損害および加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。」(傍点筆者)

後段の「20年」の期間について、事情に關係なく一律に権利が消滅する「除斥期間」であると最高裁小法廷が1989年に解釈。被害が認識できないなどの事情によって中止や停止のある「時効」と区別した。「法律關係を確定させる」理由だが、判例となり、公害や薬害といった訴訟で多くの原告が涙をのんだ。

この最高裁の解釈が無理筋だったのは、2020年に施行された改正民法で「20年」についても「時効」と明記されたことで示されている。ただ、強制不妊訴訟のように民法改前の事案には適用されず、最高裁の解釈が亡靈のように付きまとった。

強制不妊訴訟での「靈を最初に払い払つたのが大阪高裁裁判長だった太田晃詳である。22年2月、大阪訴訟の控訴審判決。差別や偏見の下、原告らは訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境にあった。除斥期間の適用をそのまま認めるとは著しく正義、公平の理念に反する」と最高裁判例に従わず、初めて国に賠償を命じた。

すると今度は高裁での横並び現象が起きる。東京高裁、札幌高裁、兵庫訴訟の大坂高裁がいずれも「正義、公平の理念に反する」と除斥期間を適用せず、賠償を命じた。中でも兵庫訴訟の大坂高裁裁判長中垣内健治は「国は(旧法が)憲法上の権利を違法に侵害したことを見ぬらず、それを原告が明白に認識するのを妨げ続けている」と指摘。国が憲法違反を認めるか、最高裁の憲法違反判決が確定するか、どちらか早い方から6ヶ月は除斥期間の効果が発生しないとの初判断をした。いまだ時計の針は回っていないと示したのである。

5月29日午後、兵庫訴訟の原告弁護団長、藤原精吾(82)は、障害者訴訟の先駆け堀木訴訟以来42年ぶりに最高裁大法廷の弁論に臨んだ。「勇氣を出し、身内の反対を押し切ってこの裁判に立ち上がった原告たちには、裁判所が国に賠償を命じることによって、自分たちが間違っていたと初めて認められるのです」。障害者や支援者らで埋まつた傍聴席からすり泣き声が聞こえた。

最後に弁論に立った国の指定代理人、春名茂(詮務検事)。「除斥期間の例外を広く認めめる解釈を探ると、今後既に消滅したはずの責任を追及する訴訟の提起がされるなど、その法的安定性に対する影響は計り知れない」と最高裁をけん制し、請求棄却を求めた。

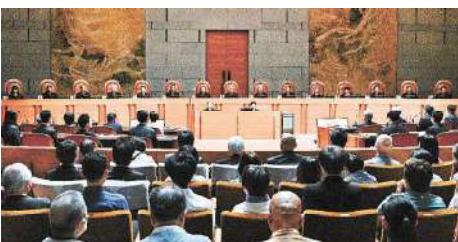
「(障害による就学免除で)学校へ行つてない。ずっと家において社会のことも分からへん。情報も何もないのにどうやって20年のうちに訴えんの。どこへ行けばいいかも分からへんやんか」。先天性脳性まひで12歳の時に何も知られず不妊手術を受けた原告、鈴木由美(68)は今月6日、神戸市の自宅でうめようによ訴えた。

被害に遭つても事情に關係なく20年たてば救わない。こんな判例をつくり維持してきた最高裁にも責任はないのか。3日後の7月3日に言い渡す判決は、最高裁自身も問われよう。



最高裁大法廷での弁論を終え、記者会見する兵庫訴訟原告の鈴木由美。マイクを持つのは担当弁護士の細田梨恵=5月29日、国会

旧優生保護法下の強制不妊訴訟(下)



最高裁大法廷の弁論で壇上に並んだ15人の裁判官。7月3日の判決でどんな判断を示すのか=5月29日(代表撮影)

〈日曜日に掲載します〉

(敬称略)
被害に遭つても事情に關係なく20年たてば救わない。こんな判例をつくり維持してきた最高裁にも責任はないのか。3日後の7月3日に言い渡す判決は、最高裁自身も問われよう。